

記載要領

1

(許可申請の場合)

「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

(譲渡及び譲受けの場合)

「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

(合併の場合)

「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

(分割の場合)

「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

(相続の場合)

「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当

「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当

「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当

・特定建設業の場合

「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当

「３」・・・・・・・・法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）

「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当

「６」・・・・・・・・法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）

「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当

「９」・・・・・・・・法第１５条第２号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

- 2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第１５条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第１５条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。